

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

○3月10日の「厚生大臣と語る会」における「ショートステイの振り替え利用」に係る厚生大臣発言の概要等について

(合計 本紙含め3枚)

vol. 47

平成12年3月13日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。

3月10日の「厚生大臣と語る会」における「ショートステイの振り替え利用」に係る厚生大臣発言の概要等について

1. 3月10日の「厚生大臣と語る会」におきまして訪問通所サービス区分のショートステイへの振り替え利用に関して、概要以下の発言がありました。

「ショートステイの基盤整備状況が十分な市町村において、ショートステイの利用限度日数を拡大して受けなければ在宅介護の継続が困難である方について、その方が元々の利用限度日数を超えた場合に、その月のホームヘルパーやデイサービスなどの訪問・通所サービスの支給限度額の「使い残し」の範囲内において、1か月に2週間を限度として、ショートステイを「振り替え利用」できるようにしたい」

「これにより、要介護2のケースでは、これまでの最大の6か月に2週間から拡大され、最大で6か月に12週間の利用が可能となる」

「すでに市町村の準備作業も最終段階を迎えているので、事務処理システムを変更しなくともよいこと、加えて、保険財政への影響がないようにすること、という条件の下で、できる限りの工夫をしたものである」

2. この措置の内容につきましては、16日の審議会等の手続を経て正式にお示しする予定としておりますが、

- ①この措置は、ショートステイの基盤整備状況が十分な市町村において、本来のショートステイの利用限度日数を超えた場合についてはじめて行われるものであること
- ②また、いずれにせよ訪問通所サービスの支給限度額の「使い残し」の範囲内での振り替え利用であること
- ③さらに、この「振り替え利用」によるショートステイの利用は償還払いによる利用しかできないこととする予定であることから、制度上の現物給付化のための居宅サービス計画（ケアプラン）への位置づけの必要はないものであること

としており、この措置の対象となるのは、訪問通所サービスをほとんど使わずに特に短期入所を多く利用しようとする例外的な利用者に限られることから、それらの者以外の者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）については、引き続き作成の促進を図りたい。